私は諸君の公僕

全國産業團體聯合會 懇親會で商相挨拶

廿一日創立せられた全國産業團體聯合會では同夜七時帝國ホテルに内新商工大臣以下商工省の政務及び局長を招待して懇親會を開催した、席上木村久壽彌太氏より全産業を代表して國家の興隆は産業の發達と相伴ふものでこれが産業者の會ろしきを得ると否とは産業界における重大なる問題である、然るに從來の例によるとその局に當るものは官僚出身者であり産業に理解のあるものが少なかつた、新商工大臣吳内君は實業界方面に關係を持つてをられるから産業上に就いては充分の御理解があると信ずる、今や國家多事産業危機に際し吳内君の就任せるはわれ等の双手を擧げて喜ぶところである

との挨拶あり吳内商工大臣

思ふに日本は今日經濟國難に臨んでゐるこの苦境打開のためには有力なる諸君が共同一致これに當らば或ひは回復の途をたどり得るかも知れない、この意見において今日全國産業團體聯合會の生れたことは誠に喜ばしいと思ふ、それが至誠より出たものならば我々は犬馬の勞をとるであらう、商工省は政府の一機關ではあるが同時に君樣の商工省だ私は君樣の公僕として働かう

と聯辭を述べたなほ同會規約は左の如くである

全國産業團體聯合會規約

第一條　本會を全國産業團體聯合會と稱し事務局を東京市に置く

第二條　本會は左の地方聯合會を以てこれを組織す

關東産業團體聯合會、關西産業團體聯合會、中部産業團體聯合會、西部産業團體聯合會、北部産業團體聯合會

第三條　本會は全國の産業團體に共通なる産業經濟上の重要問題を研究審議し進にこれに關する意見の發表及び實現を期するを以て目的とす

第四條　本會の重要事項は總會において之を決す、總會は地方聯合會の選出する代表を以てこれを組織す、總會は常任委員會の決議に依り會長之を召集す

第五條　本會に常任委員若干名を置く常任委員は總會に於て之を選擧しその任期を一年とす

常任委員會は總會の決議に基き會務を處理す

第六條　常任委員の互選を以て會長一名を定む

會長は本會を代表し常任委員會及總會の議長となる

會長事故あるときは他の常任委員之を代理す

本會に顧問若干名を置き總會の決議に依り之を推薦す

第七條　本會に理事若干名（内二名以内を常務理事とす）を置き常任委員會の議を經て會長之を任免または囑託す

理事は常任委員會の指揮を受け會務に從事し事務局を管理す

第八條　本會の經費は地方聯合會の分擔金及寄付金を以て之を弁す

第九條　本規約の變更は總會の議を經ることを要す

付則

第二條の地方聯合會を設置するときは創立總會の決議を以て創立當初會長團創立協議會において

圖 2/1320

特秘　勞第一一八五號

内務大臣　殿
社會局長官
關係各廳長官
大阪地方裁判所檢事正
大阪市長
大阪府知事

日本勞動組合評議會

首題大會ハ別紙ヤウニ今日午
三時公會堂ニ於テ開催シタ
シテ午後五時四十分散會セ
右及申通報致シ
左